

# 一般社団法人情報通信技術委員会 定款

制 定 平成 22 年 9 月 27 日(総 会)

最近改正 平成 27 年 6 月 22 日(総 会)

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人情報通信技術委員会(英文名 The Telecommunication Technology Committee)と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、情報通信ネットワークに係る標準を作成することにより、情報通信分野における標準化に貢献するとともに、その普及を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報通信ネットワークに係る標準の作成
- (2) 情報通信ネットワークに係る調査及び研究
- (3) 情報通信ネットワークに係る標準の普及
- (4) 前 3 号の事業に附帯する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第 3 章 会員

(会員の種類)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同する情報通信における業際分野の事業者のうち、主として標準の作成に参画するために入会したもの
- (3) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、主として作成された標準及び調査研究結果を入手するために入会したもの

(4) 協力会員 この法人の趣旨に賛同する中小企業者、大学等のうち、主として標準の作成に協力するために入会したもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条 この法人に入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の種類、金額、徴収方法等は、総会の決議によって別に定める。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（会費等の不返還）

第11条 会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)(以下「計算書類」という。)並びにそれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、正会員に対し、総会の日時、場所及び目的等を記載した書面により、総会の日の一週間前までに通知を発しなければならない。ただし、書面によって議決権を行使することができる事項を定めた場合には総会の日の二週間前までに通知を発しなければならない。

3 定時総会の招集通知に際しては、正会員に対し、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

4 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

なお、この場合にあつては、請求の日から20日以内に招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 事業の譲渡

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

(電磁的方法による招集通知及び議決権の行使)

第21条 会長は、招集通知について、書面による通知の発出に代えて、法令の定めるところにより、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

- 2 総会に出席しない正会員は、法令で定めるところにより、電磁的方法により議決権を行使できる。
- 3 前2項の電磁的方法に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、総会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置く。

- (1)総会の日時及び場所
  - (2)正会員の現在数
  - (3)総会に出席した正会員の数及び氏名(書面による表決者及び表決の委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
  - (4)総会に出席した理事、監事の氏名
  - (5)総会の議長の氏名
  - (6)表決事項
  - (7)議事の経過
  - (8)議事録署名人の選任に関する事項
  - (9)その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第11条第3項で定める事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会で選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、2名以内を専務理事とする。
- 3 前項の会長、理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち5名以内を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 3 理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、業務の執行を統括する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 専務理事は、会長及び理事長を補佐する。また、会長及び理事長に事故があるとき、又は会長及び理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、会長及び理事長の職務を代行する。
- 5 会長、理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 6 会長、理事長、専務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
  - (2) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
  - (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認められるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
  - (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
  - (6) その他法令に定められた業務を行うこと。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第27条 この法人は、役員等の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行状況その他の事情を勘案して、賠償責任額から同法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期又は増員により選任された理事任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員として職務を行わなければならない。

(役員解任)

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対して、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第30条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の招集は、各理事及び各監事に対し、理事会の日時、場所及び目的を記載した書面をもって、理事会の日の一週間前までに通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (定足数)

第35条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

### (決議)

第36条 理事会の決議は、出席した理事（決議について特別の利害関係を有する理事を除く）の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に理事としての表決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

### (議事録)

第37条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、理事会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置く。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事会に出席した理事及び監事の氏名
- (3) 理事会の議長の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条第3項で定める事項

- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

## 第7章 標準化会議及び評議会

### (標準化会議)

第38条 この法人に標準化会議を置く。

- 2 標準化会議は、情報通信ネットワークに係る標準の作成のための審議、情報通信ネットワークに係る調査及び研究等を行う。
- 3 標準化会議の組織、委員の選出方法その他の運営に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

### (評議会)

第39条 この法人に評議会を置く。

- 2 評議会は、20名以内の委員で構成する。
- 3 前項の委員は、学識経験者等のうちから、理事会において選任及び解任する。ただし、委員と役員は、相互に兼ねることができない。
- 4 評議会は、この法人が事業として行う標準の作成手続きを審査するほか、理事会が必要と認めた重要な事項について理事会の諮問に応じる。
- 5 第28条及び30条の規定は、第2項の委員について準用する。
- 6 評議会の運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

## 第8章 資産及び会計

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第41条 資産は、理事会の決議に基づいて、会長がこれを管理する。

### (経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

### (事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、理事会の承認を経て、収支予算の補正を定めることができる。

3 前2項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類については総会にその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

4 この法人は、定時総会の終了後遅滞なく、貸借対照表を公告する。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第48条 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。



## 第11章 事務局

(事務局)

第51条 この法人に事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の議決を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第12章 雑則

第52条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の移行登記後の最初の役員は以下のとおりとする。

理事	浅野 睦八	内田 幸一	大岡 忠男	冲中 秀夫	西郷 英敏
	篠原 弘道	長富 紘	中村 元行	羽鳥 光俊	前田 洋一
	矢野 厚	弓削 哲也			
監事	井筒 郁夫	武市 博明			
- 4 この法人の最初の会長は羽鳥光俊、専務理事は前田洋一とする。

附 則 (平成23年3月30日内閣総理大臣認可、平成23年4月1日設立登記)  
この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年6月22日から施行する。